

令和 7 年度教育内容の自己点検・評価結果 - 概要 -

【教育内容(学士課程及び特別支援教育特別専攻科)、教職課程】

【実施状況】

○評価基準

令和 7 年10月 28 日付で本学内部質保証委員会から提出された自己点検・評価結果では、主に本学の教育内容(学士課程及び特別支援教育特別専攻科)、教職課程について、前回(R4 年度)実施時からの改善状況を含めた全 22 基準に対する点検・評価が行われた。

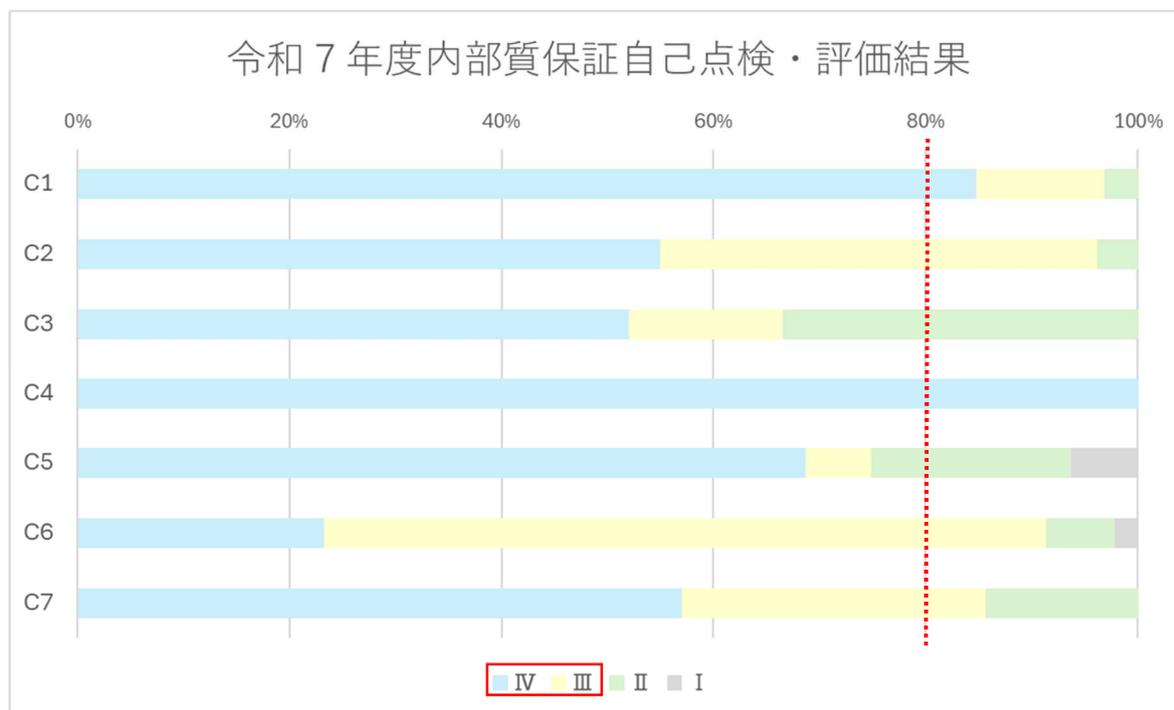
教職課程については、教育内容の内部質保証基準に準じて実施しているが、教職課程に求められる点検項目のうち、基準 C1-C6 に含まれない部分については、新たに独自の基準(C7)を設け、自己点検・評価を実施した。

【「教育内容」「教職課程」評価全 22 基準】

- 基準 C1:教育の基本方針の設定公開周知 (C1-1、C1-2)
- 基準 C2:カリキュラムの編成と実施 (C2-1~C2-5)
- 基準 C3:学修成果の評価 (C3-1~C3-3)
- 基準 C4:入学者の決定 (C4-1)
- 基準 C5:教育実施上の組織 (C5-1)
- 基準 C6:継続的な教育点検と結果の公表及び改善 (C6-1~6-3)
- 基準 C7:教職課程の編成と実施 (C7-1~7-7)

○自己点検・評価結果

【教育内容、教職課程】2025 年度実施:全 22 基準



(I :基準に適合しているとは言えず早急な対応が必要、II :部分的に基準に適合しておらず改善が必要
III:基準に適合しているが、継続的に保証する仕組みの構築が必要、IV:基準に十分適合している)

学士課程及び教職課程のいずれも、全体を通して概ね 8 割以上の項目が、最上位の評価であるIV(基準に適合)又は上位から 2 番目のIII(基準に適合しているが、継続的に保証する仕組みの構築が必要)の評価となった。

一方、評価が「II(部分的に基準に適合せず改善が必要)」または「I(基準に適合しているとは言えず早急な対応が必要)」である項目については、次回自己点検・評価までに、特に重点的かつ早急な対応がもとめられるものから順次、改善に向けた取組を進めていく。

【参考】

●教育内容の内部質保証基準

基準C1：教育の基本方針の設定公開周知

- C1-1 大学・学部理念・目的に基づいて各教育プログラムにふさわしい内容・水準の学位授与方針が設定され、公開および関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-1)
- C1-2 学位授与方針を実現するためのカリキュラム編成方針が設定され、公開および関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-2)

基準C2：カリキュラムの編成と実施

- C2-1 DP, CP に対応した体系的で適切な水準のカリキュラムが編成され、公開および関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-3,3-6)
- C2-2 カリキュラムを構成する各科目の到達目標は、DP に記載される項目を学生が満たせるように適切に設定されていること(認証評価基準 6-3)
- C2-3 各科目はその到達目標に対して適切な形態・方法で実施するように設計されていること(認証評価基準 6-4)
- C2-4 各科目の到達目標、実施形態、授業方法はシラバスで公開され、関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-4)
- C2-5 各科目は学生が到達目標を達成できるように、適切に実施されていること(認証評価基準 6-4)

基準C3：学修成果の評価

- C3-1 学生が科目の到達目標や DP に記載される項目を満たすことが出来るように、適切な修学指導、支援の体制が定められ、実施されていること(認証評価基準 6-5, 4-2)
- C3-2 各科目の成績評価においては、到達目標を公正かつ厳格に評価していること(認証評価基準 6-6)
- C3-3 学生がどの程度 DP を満たしているかを点検する方法が適切に定められ、全卒業生が全ての DP を満たしていることが点検・確認され、卒業・修了時に学生に開示されていること(認証評価基準 6-7, 6-8)

基準C4：入学者の決定

- C4-1 DP, CP に適した学生を決定するための入学者選抜方針が設定・公開され、それに則して入学者の決定が行われていること(認証評価基準 5-1,5-2,5-3)

基準C5：教育実施上の組織

- C5-1 各教育プログラムの運営組織が適切に構成され、活動に必要な教員・職員が適切に配置されていること(認証評価基準 1-1,1-2)

基準C6：継続的な教育点検と結果の公表及び改善

- C6-1 カリキュラム、授業の設計、実施と評価の方法、を点検する方法が定められ、IR 情報を活用しつつ定期的にカリキュラム全体の改善が行われる仕組みが存在し、有効に機能していること(認証評価基準 2-2, 2-3)
- C6-2 教育活動等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果が適切に公開されていること(認証評価基準 3-2)
- C6-3 前回の自己点検の結果に基づく改善計画が定められ、それに従った継続的な改善が行われていること

基準C7：教職課程の編成と実施

- C7-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されていること
- C7-2 教員養成に適した授業科目・教育課程の編成が体系的になされていること
※教育課程の体系性については点検済み(C2-1、C2-2)
- C7-3 教員の養成の目標の達成状況の把握と可視化が適切になされていること
※個々の授業科目の到達目標の設定状況及びシラバスの作成状況については点検済み(C2-3、C2-4、C2-5)
- C7-4 教員の養成の目標の達成のための教育プログラムの運営組織が適切に構成されていること
※教員の配置の状況、教員の業績等及び職員の配置状況については点検済み(C5-1、E1-2、E1-4)
- C7-5 学習成果に関する情報の公開がなされていること
※学校教育法施行規則第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況及び教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況については点検済み(C2-1、C6-2)
- C7-6 学生に対して履修指導が適切になされていること
※教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況及び学生に対する進路指導の実施状況については点検済み(C3-1、C4-1)
- C7-7 教育関係機関等との連携が適切になされていること